

島根あさひ社会復帰促進センター内診療所の管理運営受託

※ 診療所

P F I 事業として整備 = 国が診療所を開設



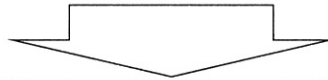
地元へ
管理運営を委託

〈背景〉

- ・運営に地域の人材や資源を積極的に活用する
- ・社会奉仕活動を地域で実施する
- ・診療所を地域住民に開放する



地域との共生に
よる施設の運営



管理運営 → 島根県が受託

- ・診療所開設者：国
- ・診療所施設及び診療機器等の整備は、国（P F I 事業者）が行う。
- ・管理運営費については、国が負担する。
- ・県及び浜田市から特区申請を行い、診療科目の一部を地域住民に開放することにより、診療所の管理運営委託が可能となる。